

科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018について

独立行政法人日本学術振興会

【改革にあたっての基本姿勢】

学術研究は、多様な「知」の創造を目指すものである。また、「知」の限界に挑み、未踏の分野を開く営みは、研究者自身の自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく知的創造力を最大限に発揮することによってのみなし得るものである。したがって、何ものにも束縛されない発想の自由こそが、学術研究の基本である。

学術研究に取り組む人材の多くは、科学研究費助成事業（科研費）によって育てられている。さらに科研費によって支援された研究成果は、我が国のみならず、全人類の「知の創造と蓄積」とに大きく貢献している。それはなによりも、科研費制度が研究者自身の知的創造力を最も重要な要素として尊重してきたからに他ならない。

科研費の審査にあたっては、提案の創造性、独自性、実行可能性を判断しなければならない。したがって、学術研究の現場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価するシステム（ピアレビュー）が、学術研究審査の世界標準となっている。

科研費の審査は、「系・分野・分科・細目表」（細目表）に基づいて行われている。この細目表は、本来、科研費の審査区分を示すものであり、大学の学科や学会の分野などに基づいているものではない。しかし、学術の分類を示すものであるかのような誤解が一部に存在する。細目表が科研費の審査区分であることを明確にするために、現行の細目表を廃止し、科研費の新たな審査区分表を作成することとした。

新たな審査区分表の作成にともない、研究種目に応じた審査方式の見直しを行うこととした。

この改革は、科研費の審査制度の不断の改善の一環である。したがって、一定期間後の再評価とともに、学術動向や研究環境の変化に応じて、適切に改革を進めるべきことを付け加える。

－改革の骨子－

個人の自由な発想に基づく多様な学術研究の一層の振興を図る観点から、科研費の審査をより適切にするために、以下のように科研費審査システムの見直しを行った。

- 平成30年度科研費（平成29年9月に公募予定）からの審査は、「小区分・中区分・大区分」で構成される新しい審査区分で行う。それに伴い、現行の細目表は廃止する。
- 基盤研究（B,C）および若手研究（B）の審査は306の「小区分」で行い、「2段階書面審査」により採否を決定する。
- 基盤研究（A）、挑戦的研究（開拓・萌芽）および若手研究（A）の審査は65の「中区分」で行い、「総合審査」により採否を決定する。
- 基盤研究（S）の審査は11の「大区分」で行い、「総合審査」により採否を決定する。
- これらは、学術の振興のための科研費審査システムの改革の第一歩であり、不断の改善を継続する。

1. 科研費審査の改革にあたって

科研費は、人文学、社会科学から自然科学までのすべての領域において、既存の分野のみならず勃興する新たな分野においても研究者の自由な発想に基づく学術研究を支援する競争的資金である。その審査は、研究者が建設的相互批判の精神に則って相互に審査しあうピアレビューを基本としており、研究者の不断の努力によって支えられている。

現行の基盤研究等の審査制度は膨大な応募件数を迅速に審査する公正かつ適切な仕組みであり、研究者から大きな信頼を得ている。しかし、科研費への応募件数は年々増加し、その応募動向も徐々に変化しつつある。このような状況にあって、審査の在り方や審査区分についての改善が求められている。また、変化する学術動向に対応し、競争的環境の下で、優れた研究課題を見出すことができるように審査方式の改革も求められている。

科研費が我が国の大学、研究機関における研究基盤を根本的に支えている現状を踏まえ、研究者自身が主体的に審査システムの改善のため、その改革に取り組むことは、学術の一層の振興のために不可欠であり、また、研究者が社会に対して果たさなければならない基本的責務である。

このような状況を踏まえ、平成 30 年度科研費（平成 29 年 9 月に公募予定）に向けて、審査区分および審査方式の見直しを行った。

2. 科研費審査の改革の具体的内容

2-1. 基盤研究 (B,C) 等の審査区分 (小区分) および審査方式について

- 基盤研究 (B,C)、若手研究 (B) のように現行 1 細目当たりの応募件数が多い研究種目については、学術の多様性に配慮し、これまでに醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分として 306 の小区分を設定した。その際、小区分が固定化されたものではなく、研究の新たな展開や多様な研究の広がりにも柔軟に対応できるよう、それぞれの小区分は、「〇〇関連」とし、応募者に選択の自由度を確保した。内容の例も、それぞれの区分の内容を網羅しているものではなく、応募者の選択の参考のためのものである。なお、応募件数が極端に多い小区分では、複数の審査グループを設け、応募研究課題をランダムに振り分ける「機械分割」を行う。
- 小区分では 2 段階書面審査により採否を決定する。1 段階目では、全ての応募研究課題を審査評価する。この結果に基づきボーダーライン付近となった研究課題について、同一の審査委員が改めて 2 段階目の評点を付す。その際、当該小区分の全ての審査委員の審査意見（1 段階目）等を参考とする。

2-2. 基盤研究 (A) 等の審査区分 (中区分) および審査方式について

- 基盤研究 (A)、挑戦的研究 (開拓・萌芽) および若手研究 (A) については、より広い分野の競争的環境下で優れた研究課題の選定ができるよう、いくつかの小区分を集めて 65 の中区分を設定した。
- 中区分の設定にあたっては、学術の多様性に配慮しつつ、相対評価ができることを基本とし、総合的な観点からの適切な審査ができることに留意した。各中区分においては、中区分に含まれている小区分の内容だけに縛られないことを示すために、「〇〇およびその関連分野」との説明を付した。したがって、応募者は自らの判断で、小区分にとらわれず中区分を選択できる。

○中区分では総合審査により採否を決定する。総合審査においては、個別の小区分にとらわれることなく優れた研究課題が選定されるよう、審査委員全員が全ての応募研究課題について書面審査を行なったうえで、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する。これにより、特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案の創造性、独自性、実行可能性を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができると期待される。なお、応募件数が多い場合には、総合審査ができる件数となるよう機械分割する。

2-3. 基盤研究 (S) の審査区分 (大区分) および審査方式について

- 基盤研究 (S) については、いくつかの中区分を集めた 11 の大区分を設定した。これにより、適切な審査が可能で、競争的環境下で優れた研究課題の選定が期待される。
- 大区分においては、広い範囲の学術領域において審査することとなるため、総合審査を採用するとともに、応募件数が多い場合には、総合審査が可能な件数となるよう機械分割する。なお、審査の過程においては、専門性に配慮するため、専門分野に近い研究者が作成する審査意見書を活用する。